



愛媛県報

発行 愛 媛 県

平成25年6月28日金曜日 第2482号外2

◇ 目 次 ◇

公営企業管理規程

愛媛県企業職員の給与の特例に関する管理規程の一部を改正する管理規程.....（公営企業管理局総務課）..... 1

公営企業管理規程

○愛媛県公営企業管理規程第7号

愛媛県企業職員の給与の特例に関する管理規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

平成25年6月28日

愛媛県公営企業管理者 三 好 大三郎

愛媛県企業職員の給与の特例に関する管理規程の一部を改正する管理規程

愛媛県企業職員の給与の特例に関する管理規程（平成18年愛媛県公営企業管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この管理規程は、県の財政事情を踏まえ、愛媛県企業職員の給与に関する規程（昭和46年愛媛県公営企業管理規程第5号。以下「企業職員給与規程」という。）又は特定任期付企業職員の給与に関する管理規程（平成15年愛媛県公営企業管理規程第4号。以下「特定任期付企業職員給与規程」という。）の適用を受ける職員（以下「職員」という。）の給料、管理職手当及び地域手当その他の給与（給料月額を算出の基礎とするもの（期末手当、勤勉手当及び退職手当を除く。）に限る。）を減額するため、職員の給料月額等について、企業職員給与規程及び特定任期付企業職員給与規程の特例を定めるものとする。</p> <p>（給与____の特例）</p> <p>第2条 職員の給料月額（企業職員給与規程第9条の規定によりその例によることとされる技能労務職員の給与に関する規程の一部を改正する規程（平成22年3月訓第319号。以下「技能労務職員給与改正規程」という。）附則第7項の規定による給料を支給される職員にあっては、給料月額と同項の規定による給料の額との合計額）は、企業職員給与規程第2条から第4条までの規定____によりその例によることとされる____職員の給与に関する条例（昭和26年愛媛県条例第57号。以下「一般職員給与条例」という。）第3条から第4条の2までの規定、技能労務職員の給与に関する規程（昭和32年11月訓第1367号）第2条及び第3条の規定並びに技能労務職員給与改正規程附則第7項の規定並びに特定任期付企業職員給与規程の規定によりその例によることとされる一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年愛媛県条例第1号。以下「一般職任期付職員条例」という。）第7条の規定にかかわらず、これらの規定により定められた額（企業職員給与規程第9条の規定によりその例によることとされる____一般職員給与条例附則第15項の規定により給与が減ぜられて支給される職員（以下「特定職員」、</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この管理規程は、県の財政事情を踏まえ、愛媛県企業職員の給与に関する規程（昭和46年愛媛県公営企業管理規程第5号。以下「企業職員給与規程」という。）又は特定任期付企業職員の給与に関する管理規程（平成15年愛媛県公営企業管理規程第4号。以下「特定任期付企業職員給与規程」という。）の適用を受ける職員（以下「職員」という。）の給料____ ____を減額するため、職員の給料月額等について、企業職員給与規程及び特定任期付企業職員給与規程の特例を定めるものとする。</p> <p>（給料月額の特例）</p> <p>第2条 職員の給料月額____ ____ ____ ____は、企業職員給与規程第2条から第4条までの規定、特定任期付企業職員給与規程の規定によりその例によることとされている職員の給与に関する条例（昭和26年愛媛県条例第57号。以下「一般職員給与条例」という。）第3条から第4条の2までの規定又は ____一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年愛媛県条例第1号。以下「一般職任期付職員条例」という。）第7条の規定にかかわらず、これらの規定により定められた額（企業職員給与規程第9条の規定によりその例によることとされる職員に適用される一般職員給与条例附則第15項の規定により給与が減ぜられて支給される職員____</p>

という。) については、当該額から同項第1号に定める額を減じて得た額) から、当該額に、次の各号に掲げる職員の区分に応じそれぞれ 当該各号に定める割合を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額) を減じて得た額とする。ただし、期末手当及び勤勉手当(これらの額の算出の基礎となる場合における地域手当を含む。)並びに退職手当の額の算出の基礎となる給料月額については、この限りでない。

- (1) 企業職員給与規程第6条の2の規定により期末手当及び勤勉手当について一般職員給与条例第19条第2項に規定する特定幹部職員の例によることとされる職員 100分の9.77
- (2) 企業職員給与規程第5条の規定により管理職手当の支給を受けるべき職にある職員(前号に掲げる職員を除く。)及び特定任期付企業職員給与規程の規定によりその例によることとされる _____ 一般職任期付職員条例第7条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員(その号給が3号給又は4号給であるものに限る。) 100分の7.77
- (3) 企業職員給与規程第9条の規定によりその例によることとされる一般職員給与条例第19条第5項(技能労務職員の給与に関する規程第4条第4項の規定によりその例によることとされる場合を含む。)の規定により期末手当の加算を受けるべき職にある職員(前2号に掲げる職員を除く。) 100分の6.77
- (4) 前3号に掲げる職員以外の職員 100分の3.77

2 前項に定めるもののほか、特定職員

_____ に対する給与の支給等については、知事等及び職員の給与の特例に関する条例(平成18年愛媛県条例第6号)の適用を受ける同条例第4条第1項に規定する特定職員の例による。

(給料の調整額の特例)

第3条 職員の給料の調整額の額は、企業職員給与規程附則第6項及び第7項の規定にかかわらず、これらの規定により定められた額から、当該額に、前条第1項各号に掲げる職員の区分に応じそれぞれ 当該各号に定める割合を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額) を減じて得た額とする。ただし、期末手当及び勤勉手当(これらの額の算出の基礎となる場合における地域手当を含む。)並びに退職手当の額の算出の基礎となる給料の調整額については、この限りでない。

(管理職手当の特例)

第4条 職員の管理職手当の月額、企業職員給与規程第5条第2項及び第3項並びに附則第4項及び第5項の規定にかかわらず、これらの規定により定められた額から、当該額に100分の10を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額) を減じて得た額とする。

附 則

この管理規程は、平成25年7月1日から施行する。

_____ については、当該額から同項第1号に定める額を減じて得た額) から当該 _____ 額に、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額) を減じて得た額とする。ただし、給料の調整額及び手当

_____ の額の算出の基礎となる給料月額については、この限りでない。

- (1) 企業職員給与規程第6条の2の規定により期末手当及び勤勉手当について一般職員給与条例第19条第2項に規定する特定幹部職員の例によることとされる職員 100分の1
- (2) 企業職員給与規程第5条の規定により管理職手当の支給を受けるべき職にある職員(前号に掲げる職員を除く。)及び特定任期付企業職員給与規程の規定によりその例によることとされる特定任期付職員に適用される一般職任期付職員条例第7条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員(その号給が3号給又は4号給であるものに限る。) 100分の0.5

2 前項に定めるもののほか、同項の規定の適用を受ける職員であって、企業職員給与規程第9条の規定によりその例によることとされる職員に適用される一般職員給与条例附則第15項の規定により給与が減ぜられて支給されるものに対する給料の支給 については、知事等及び職員の給与の特例に関する条例(平成18年愛媛県条例第6号)の適用を受ける職員 _____ の例による。

(給料の調整額の特例)

第3条 職員の給料の調整額の額は、企業職員給与規程附則第6項及び第7項の規定にかかわらず、これらの規定により定められた額から当該 _____ 額に、前条第1項各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額) を減じて得た額とする。ただし、手当 _____ の額の算出の基礎となる給料の調整額については、この限りでない。